

家庭的保育事業等の認可のための設備及び運営 に関する基準(案)

未来にはばたく国際学術研究都市を目指して



平成26年7月17日

家庭的保育事業等の認可のための設備及び運営に関する基準

※「本市基準案」欄、「基準類型」欄に「—」が記載されているものは、条例に委任されている「基準」には当たらない条文です。

項目	国基準	本市基準案	基準類型
第一章 総則			
趣旨	<p>第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。</p> <p>一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条ただし書（保育に直接従事する職員に係る部分に限る。）、第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第三十九条、第四十四条及び第四十七条の規定による基準</p> <p>二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条、第十一条から第十三条まで、第十五条、第十六条、第二十条、第二十二條第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十五条（第三十条、第三十二条、第三十六条、第四十一条、第四十六条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十五条、第三十七条、第四十条、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十五条並びに附則第二条から第五条までの規定による基準</p> <p>三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号及び第二号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの</p>	—	—
	<p>2 設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（満三歳に満たない者に限り、法第六条の三第九項第二号、同条第十項第二号、同条第十一項第二号又は同条第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	—	—
	<p>3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。</p>	—	—
最低基準の目的	<p>第二条 法第三十四条の十六第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。</p>	—	—
最低基準の向上	<p>第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p>	—	—

項目	国基準	本市基準案	基準類型
	2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。	—	—
最低基準の向上	第四条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。	—	—
	2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。	—	—
家庭的保育事業者等の一般原則	第五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。	国基準に従う	参酌
	2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	国基準に従う	参酌
	3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。	国基準に従う	参酌
	4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	国基準に従う	参酌
	5 家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第二号、第十四条第二項及び第三項、第十五条第一項並びに第十六条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。	国基準に従う	参酌
	6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。	国基準に従う	参酌
保育所等との連携	<p>第六条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。</p> <p>三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第四十一条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>	国基準に従う	従う
家庭的保育事業者等と非常災害	第七条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。	国基準に従う	参酌
	2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。	国基準に従う	参酌

項目	国基準	本市基準案	基準類型
家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	第八条 家庭的保育事業者等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	国基準に従う	参酌
家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	第九条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽 ^{カン} に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。	国基準に従う	参酌
	2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	国基準に従う	参酌
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	第十条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	国基準に従う	参酌 (ただし書中の保育に直接従事する職員に係る部分は、従う)
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	第十一条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	国基準に従う	従う
虐待等の禁止	第十二条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	国基準に従う	従う
懲戒に係る権限の濫用禁止	第十三条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	国基準に従う	従う
衛生管理等	第十四条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。	国基準に従う	参酌
	2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	国基準に従う	参酌
	3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。	国基準に従う	参酌
	4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。	国基準に従う	参酌
	5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。	国基準に従う	参酌
食事	第十五条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、家庭的保育事業所等内で調理する方法（第十条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。	国基準に従う	従う

項目	国基準	本市基準案	基準類型
	2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。	国基準に従う	従う
	3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。	国基準に従う	従う
	4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。	国基準に従う	従う
	5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。	国基準に従う	従う
食事の提供の特例	<p>第十六条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。</p> <p>一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。</p> <p>二 当該家庭的保育事業所等又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。</p> <p>三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。</p> <p>四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。</p> <p>五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。</p>	国基準に従う	従う
	<p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>一 連携施設</p> <p>二 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等</p> <p>三 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）</p>	国基準に従う	従う
利用乳幼児及び職員の健康診断	<p>第十七条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。</p>	国基準に従う	参酌
	<p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</p>	国基準に従う	参酌

項目	国基準	本市基準案	基準類型
	3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。	国基準に従う	参酌
	4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。	国基準に従う	参酌
家庭的保育事業所等内部の規程	<p>第十八条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 提供する保育の内容 三 職員の職種、員数及び職務の内容 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 六 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項 	国基準に従う	参酌
家庭的保育事業所等に備える帳簿	第十九条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。	国基準に従う	参酌
秘密保持等	第二十条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	国基準に従う	従う
	2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。	国基準に従う	従う
苦情への対応	第二十一条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	国基準に従う	参酌
	2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	国基準に従う	参酌
第二章 家庭的保育事業			
設備の基準	<p>第二十二条 家庭的保育事業は、次条第二項に規定する家庭的保育者の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 乳幼児の保育を行う専用の部屋を設けること。 二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。 	国基準に従う	参酌 (第4号中調理設備に係る部分は、従う)

項目	国基準	本市基準案	基準類型
	<p>三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。</p> <p>四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。</p> <p>五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。</p> <p>六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。</p> <p>七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的を実施すること。</p>		
	—	既存建築物で事業を行う場合は、新耐震基準を満たしていること。	—
職員	<p>第二十三条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。</p> <p>一 調理業務の全部を委託する場合</p> <p>二 第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合</p>	国基準に従う	従う
	<p>2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者</p> <p>二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者</p>	国基準に従う	従う
	<p>3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者（市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者であって、家庭的保育者を補助するものをいう。第三十四条第二項において同じ。）とともに保育する場合には、五人以下とする。</p>	国基準に従う	従う
保育時間	第二十四条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。	国基準に従う	参酌
保育の内容	第二十五条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。	国基準に従う	従う
保護者との連絡	第二十六条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。	国基準に従う	参酌
第三章 小規模保育事業			
第一節 通則			
小規模保育事業の区分	第二十七条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	国基準に従う	従う

項目	国基準		本市基準案	基準類型
第二節 小規模保育事業A型				
設備の基準	<p>第二十八条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第三十三条第四号及び第五号において同じ。）、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>		国基準に従う	参酌 (第1号・第4号中調理設備に係る部分は、従う)
	階	区分	施設又は設備	
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段		
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段		
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段		
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段		

項目	国基準		本市基準案	基準類型	
	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		
		避難用	1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことの出来る窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段		
	ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。 ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。 ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。 ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。 ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。 チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。				
	—			既存建築物で事業を行う場合は、新耐震基準を満たしていること。	—
職員	第二十九条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあっては、調理員を置かないことができる。		国基準に従う	従う	
	2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人				

項目	国基準	本市基準案	基準類型
	二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人	国基準に従う	従う
	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	国基準に従う	従う
準用	第三十条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（第三十条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。	国基準に従う	準用先の類型に準ずる
第三節 小規模保育事業B型			
職員	第三十一条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。	国基準に従う	従う
	2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 一 乳児 おおむね三人につき一人 二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人 三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） 四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人	国基準に従う	従う
	3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。	国基準に従う	従う
準用	第三十二条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第三十二条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（B型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第二十八条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。	国基準に従う	準用先の類型に準ずる
第四節 小規模保育事業C型			
設備の基準	第三十三条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。	国基準に従う	参酌（第1号・第4号中調理設備に係る部分は、従

項目	国基準	本市基準案	基準類型
	<p>三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>四 満二歳以上の幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。</p> <p>五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第二十八条第七号に掲げる要件に該当するものであること。</p>		つ)
	—	既存建築物で事業を行う場合は、新耐震基準を満たしていること。	—
職員	第三十四条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所C型又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所C型にあつては、調理員を置かないことができる。	国基準に従う	従う
	2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。	国基準に従う	従う
利用定員	第三十五条 小規模保育事業所C型は、法第六条の三第十項の規定にかかわらず、その利用定員を六人以上十人以下とする。	国基準に従う	従う
準用	第三十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第三十六条において準用する次条及び第二十六条において「小規模保育事業者（C型）」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。	国基準に従う	準用先の類型に準ずる
第四章 居宅訪問型保育事業			
居宅訪問型保育事業	<p>第三十七条 居宅訪問型保育事業者は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。</p> <p>一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育</p> <p>二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育</p> <p>三 法第二十四条第六項に規定する措置に対応するために行う保育</p> <p>四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育</p> <p>五 離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育</p>	国基準に従う	従う
設備及び備品	第三十八条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。	国基準に従う	参酌

項目	国基準	本市基準案	基準類型																										
職員	第三十九条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は一人とする。	国基準に従う	従う																										
居宅訪問型保育連携施設	第四十条 居宅訪問型保育事業者は、第三十七条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。	国基準に従う	従う																										
準用	第四十一条 第二十四条から第二十六条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。	国基準に従う	準用先の類型に準ずる																										
第五章 事業所内保育事業																													
利用定員の設定	第四十二条 事業所内保育事業を行う者（以下この章において「事業所内保育事業者」という。）は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。	国基準に従う	参酌																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員数</th> <th>その他の乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一人以上五人以下</td> <td>一人</td> </tr> <tr> <td>六人以上七人以下</td> <td>二人</td> </tr> <tr> <td>八人以上十人以下</td> <td>三人</td> </tr> <tr> <td>十一人以上十五人以下</td> <td>四人</td> </tr> <tr> <td>十六人以上二十人以下</td> <td>五人</td> </tr> <tr> <td>二十人以上二十五人以下</td> <td>六人</td> </tr> <tr> <td>二十六人以上三十人以下</td> <td>七人</td> </tr> <tr> <td>三十一人以上四十人以下</td> <td>十人</td> </tr> <tr> <td>四十一人以上五十人以下</td> <td>十二人</td> </tr> <tr> <td>五十一人以上六十人以下</td> <td>十五人</td> </tr> <tr> <td>六十一人以上七十人以下</td> <td>二十人</td> </tr> <tr> <td>七十一人以上</td> <td>二十人</td> </tr> </tbody> </table>			利用定員数	その他の乳児又は幼児の数	一人以上五人以下	一人	六人以上七人以下	二人	八人以上十人以下	三人	十一人以上十五人以下	四人	十六人以上二十人以下	五人	二十人以上二十五人以下	六人	二十六人以上三十人以下	七人	三十一人以上四十人以下	十人	四十一人以上五十人以下	十二人	五十一人以上六十人以下	十五人	六十一人以上七十人以下	二十人	七十一人以上	二十人
	利用定員数			その他の乳児又は幼児の数																									
	一人以上五人以下			一人																									
	六人以上七人以下			二人																									
	八人以上十人以下			三人																									
	十一人以上十五人以下			四人																									
	十六人以上二十人以下			五人																									
	二十人以上二十五人以下			六人																									
	二十六人以上三十人以下			七人																									
	三十一人以上四十人以下			十人																									
	四十一人以上五十人以下			十二人																									
	五十一人以上六十人以下			十五人																									
六十一人以上七十人以下	二十人																												
七十一人以上	二十人																												
設備の基準	第四十三条 事業所内保育事業（利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条、第四十五条及び第四十六条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。）及び便所を設けること。																												

項目	国基準		本市基準案	基準類型																				
	<p>二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。</p> <p>三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>五 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。</p> <p>六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p> <p>七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。</p> <p>八 保育室等を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。</p> <p>ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。</p>																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 651 474 689">階</th> <th data-bbox="474 651 696 689">区分</th> <th data-bbox="696 651 1722 689">施設又は設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 689 474 967" rowspan="4">二階</td> <td data-bbox="474 689 696 762">常用</td> <td data-bbox="696 689 1722 762">1 屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 762 696 967" rowspan="4">避難用</td> <td data-bbox="696 762 1722 826">1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 826 1722 865">2 待避上有効なバルコニー</td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 865 1722 928">3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 928 1722 967">4 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 967 474 1244" rowspan="4">三階</td> <td data-bbox="474 967 696 1040">常用</td> <td data-bbox="696 967 1722 1040">1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="474 1040 696 1244" rowspan="3">避難用</td> <td data-bbox="696 1040 1722 1104">1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 1104 1722 1168">2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</td> </tr> <tr> <td data-bbox="696 1168 1722 1244">3 屋外階段</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 1244 474 1351" rowspan="2">四階以上の階</td> <td data-bbox="474 1244 696 1351" rowspan="2">常用</td> <td data-bbox="696 1244 1722 1351">1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</td> </tr> </tbody> </table>	階	区分	施設又は設備	二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 待避上有効なバルコニー	3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	4 屋外階段	三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段	2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備	3 屋外階段	四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段	<p>二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。</p>	<p>参酌 (第1号・第5号中調理室に係る部分は、従う)</p>
階	区分	施設又は設備																						
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																						
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																						
		2 待避上有効なバルコニー																						
		3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備																						
4 屋外階段																								
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																						
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段																						
		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備																						
		3 屋外階段																						
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百三十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段																						

項目	国基準		本市基準案	基準類型
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>		
	<p>ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このニにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分とが建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。</p> <p>ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。</p>			
	—		既存建築物で事業を行う場合は、新耐震基準を満たしていること。	—
職員	第四十四条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。		国基準に従う	従う
	<p>2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p>		国基準に従う	従う

項目	国基準	本市基準案	基準類型
	<p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>		
<p>連携施設に関する特例</p>	<p>第四十五条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第六条第一号及び第二号に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>国基準に従う</p>	<p>従う</p>
<p>準用</p>	<p>第四十六条 第二十四条から第二十六条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第四十六条において準用する次条及び第二十六条において「保育所型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。</p>	<p>国基準に従う</p>	<p>準用先の類型に準ずる</p>
<p>職員</p>	<p>第四十七条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第十六条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>一 乳児 おおむね三人につき一人</p> <p>二 満一歳以上満三歳に満たない幼児 おおむね六人につき一人</p> <p>三 満三歳以上満四歳に満たない児童 おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>四 満四歳以上の児童 おおむね三十人につき一人</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。</p>	<p>国基準に従う</p>	<p>従う</p>
<p>準用</p>	<p>第四十八条 第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第二十四条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第二十六条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第四十八条において準用する次条及び第二十六条において「小規模型事業所内保育事業者」という。）」と、第二十五条及び第二十六条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第二十八条柱書き中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。））」と、同条第四号中「（法第六条の三第十項第二号）」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第四十八条において準用する第二十八条第五号」とする。</p>	<p>国基準に従う</p>	<p>準用先の類型に準ずる</p>

項目	国基準	本市基準案	基準類型
附 則			
施行期日	<p>第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。</p>	—	—
食事の提供の経過措置	<p>第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第十五条、第二十二号第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第二十三条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第二十八条第一号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）（第三十二条及び第四十八条において準用する場合を含む。）、第二十九条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十一条第一項本文（調理員に係る部分に限る。）、第三十三条第一号（調理設備に係る部分に限る。）及び第四号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第四十三条第一号（調理室に係る部分に限る。）及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第四十四条第一項（調理員に係る部分に限る。）並びに第四十七条第一項本文（調理員に係る業務に限る。）の規定は、適用しないことができる。</p>	国基準に従う	従う
連携施設に関する経過措置	<p>第三条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p>	国基準に従う	従う
小規模保育事業B型に関する経過措置	<p>第四条 第三十一条及び第四十七条の規定の適用については、第二十三条第二項に規定する家庭的保育者又は同条第三項に規定する家庭的保育補助者は、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、第三十一条第一項及び第四十七条第一項に規定する保育従事者とみなす。</p>	国基準に従う	従う
利用定員に関する経過措置	<p>第五条 小規模保育事業C型にあつては、第三十五条の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、その利用定員を六人以上十五人以下とすることができる。</p>	国基準に従う	従う

■家庭的保育事業等の認可のための設備及び運営に関する基準（案） について

1. 家庭的保育事業等について

家庭的保育事業等とは、「地域型保育事業」のことを指し、新制度により、新たに市町村の認可事業として位置づけられる事業です。

様々な場所での多様な保育の提供が可能なることから、待機児童の多い都市部では待機児童対策に、また、子どもの数の減少傾向がある地域における保育の確保に、それぞれ寄与することが期待されています。

地域型保育事業は、原則 3 歳未満の保育を必要とする乳幼児に対し行われる事業であり、次の 4 類型があります。

【家庭的保育事業等の類型】

類型	内容	事業主体
小規模保育 (定員 6 人～19 人)	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施。保育を目的とした様々なスペースで行う。 規模に応じて以下の 3 つの類型を設定する。 ・ A 型 (保育所分園に近いもの) ・ B 型 (保育所分園と家庭的保育の中間的なもの) ・ C 型 (家庭的保育に近いもの)	市町村・民間事業者等
家庭的保育 (定員 5 人以下)	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施。保育者の居宅その他の場所で保育を行う。	市町村・民間事業者等
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。	事業主等
居宅訪問型保育	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施する。いわゆるベビーシッター。	市町村・民間事業者等

2. 家庭的保育事業等の認可基準について

家庭的保育事業等の認可基準については、東広島市が、国が定める「従うべき基準」又は「参酌すべき基準」の区分に従い、条例で定める必要があります。

【基準の区分】

類型	基準の対象となる事項
従うべき基準	・家庭的保育事業等に従事する者の資格とその員数 ・地域型保育事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの（虐待の禁止等）
参酌すべき基準	上記以外の事項（地域実情を反映させやすくするため、面積基準は参酌すべき基準となっている）

資料 1 説明資料 【家庭的保育事業等の最低基準一覧表】

[根拠法令]

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

※子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

第 34 条の 16 市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならない。

○当該基準案の条例としての位置づけ

区分	施設・事業	「認可」の権限	「確認」の権限
施設型給付	認定こども園	広島県（※1）	東広島市 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認のための運営基準」
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育給付	家庭的保育事業	東広島市 「家庭的保育事業等の認可のための設備及び運営に関する基準」	
	小規模保育事業		
	事業所内保育事業		
	居宅訪問型保育事業		

※1 保育所の設置認可に関しては広島県から権限移譲を受け東広島市が実施しております。（認可条例は県）

3. 東広島市の基準案

認可基準の制定にあたっては、東広島市においては従来、市が独自で運営する小規模保育室等がなく、その設置規則や運営基準に類するものは存在しませんでした。

そのため、定員 19 人以下の小規模保育に関連する基準に関しては、国の示す府省令に従うことを基本とし、定員 20 人以上の基準（事業所内託児所が該当する）においては従来の広島県条例、東広島市の運営基準等と照らし合わせ、その整合性を計るものいたします。

また、市独自の追加事項として、国の案には規定のない「施設の耐震基準」に関して、認可の保育所と同等の新耐震基準をクリアすることを盛り込むことを予定しております。

4. 施行期日

条例施行の日

資料 1 説明資料 【家庭的保育事業等の最低基準一覧表】

○基準案総括

項目	分類	趣旨	従・参	東広島市案
第 1 章 総則				
第 1 条	趣旨	家庭的保育事業等の設備運営基準の定義	—	—
第 2 条	最低基準の目的	最低基準は、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保証するものである	—	—
第 3 条	最低基準の向上	市長は、事業者に対し最低基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる	—	—
		事業者は最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない		
		事業者は最低基準を理由にして、設備及び運営を低下させてはならない		
第 5 条	家庭的保育事業者等の一般原則	事業者は子どもの人権に配慮し、一人一人の人格を尊重し運営を行わなければならない	参	国に従う
		事業者は地域社会との交流及び連携を図らなければならない		
		事業者は自ら質の評価をし、常に改善を図らなければならない		
		事業者は外部の評価を受け、その結果を公表し常に改善を図るよう努めなければならない		
		事業者は事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない		
		事業を行う事業所は子どもの保健衛生、危害防止の十分な考慮をはらわねばならない		
第 6 条	保育所等との連携	事業者は、保育が適切且つ確実に実施され、又継続的に保育等が提供されるよう、連携協力を行う認定こども園、保育所、幼稚園を適切に確保しなければならない 連携内容の詳細は最低基準一覧表による	参	国に従う
第 7 条	家庭的保育事業者等と非常災害	事業者は消火用具や非常口等非常災害に必要な設備を設けるとともに、避難計画の策定、最低月 1 回の避難消火訓練を行わなければならない	参	国に従う

資料 1 説明資料 【家庭的保育事業等の最低基準一覧表】

第 8 条	家庭的保育事業者等の職員の一般的要件	事業に従事する職員は健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であり、可能な限り事業の訓練を受けた者でなければならない	参	国に従う
第 9 条	家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等	事業に従事する職員は、事業の目的達成に必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない	参	国に従う
		事業者は職員の研修の機会を確保しなければならない		
第 10 条	他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	事業者が他の社会福祉施設を併せて設置するとき、子どもの直接的保育に係る部分を除く設備及び職員に関して兼ねることができる	参	国に従う
第 11 条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	事業者は国籍、信条や利用料負担の多寡によって子どもを差別的に取扱ってはならない	従	国に従う
第 12 条	虐待等の禁止	事業者及び職員は子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従	国に従う
第 13 条	懲戒に係る権限の濫用禁止	事業所長は子どもに懲戒を行うにあたって、身体的苦痛を与え、人格を貶める等その権限を濫用してはならない	従	国に従う
第 14 条	衛生管理等	事業者は設備、食器、飲料水について衛生上必要な措置を講じなければならない	従	国に従う
		事業者は事業所内において感染症又は食中毒が発生、まん延しないよう必要な措置を講じなければならない		
		事業者は必要な医薬品の常備、管理をしなければならない		
第 15 条	食事	事業者は子どもに食事を提供する場合、事業所内で調理をしなければならない	従	国に従う
		事業者は食事の提供に際し、必要な栄養量を満たし、且つ子どもの身体的状況及び嗜好に即した献立に基づき調理をしなければならない		

資料 1 説明資料 【家庭的保育事業等の最低基準一覧表】

第 16 条	食事の提供の特例	衛生面への配慮や栄養士による指導が受けられる体制など、一定の基準を満たす事業所においては、給食の外部よりの搬入を認める	従	国に従う
		この場合においてなお事業所は加熱・保存等の調理機能設備を備えなければならない		
第 17 条	利用乳幼児及び職員の健康診断	事業者は子どもに対し、学校保健安全法に規定する健康診断に準じ、健康診断を行わなければならない	参	国に従う
		子どもが施設利用開始前に受けた乳幼児一般検診等を健康診断に替えることを認める		
		検診医はその結果を記録に残すとともに、事業者に必要な情報を勧告しなければならない 職員の健康診断においては、調理者は特に綿密な注意を払わなければならない		
第 18 条	家庭的保育事業所等内部の規定	事業者は条例で定められた重要事項に関する運営規定を定めなければならない	参	国に従う
第 19 条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	事業者は、職員、財産、収支及び子どもの処遇を明らかにする帳簿を整備しなければならない	参	国に従う
第 20 条	秘密保持等	事業者は正当な理由なく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない	従	国に従う
		事業者は職員が業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない		
第 21 条	苦情への対応	事業者は提供する保育等に関する苦情に対応するため窓口等対策を講じなければならない	参	国に従う
		事業者は苦情に関し、市が行った指導等に従って必要な改善を行わなければならない		

資料 1 説明資料 【家庭的保育事業等の最低基準一覧表】

項目	分類	趣旨	従・参	東広島市案
第 2 章 家庭的保育事業				
第 2 2 条～第 2 6 条 家庭的保育事業等の最低基準一覧表による				
第 3 章 小規模保育事業				
第 2 7 条～第 3 6 条 家庭的保育事業等の最低基準一覧表による				
第 4 章 居宅訪問型保育事業				
第 3 7 条～第 4 1 条 家庭的保育事業等の最低基準一覧表による				
第 5 章 事業所内保育事業				
第 4 2 条～第 4 6 条 家庭的保育事業等の最低基準一覧表による				
附則				
第 1 条	施行期日	この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する	—	—
第 2 条	食事の提供の経過措置	事業者が給食提供の設備及び人員の確保が困難な場合、特例的に 5 年間経過措置を認める	従	国に従う
第 3 条	連携施設に関する経過措置	事業者が連携施設の確保が困難な場合、特例的に 5 年間経過措置を認める	従	国に従う
第 4 条	小規模保育事業 B 型に関する経過措置	小規模保育事業 B 型にあつては、施行日から起算して 5 年の間まで、従事する職員のうち、保育従事者に代わり家庭的保育者又は家庭的保育補助者とすることができる	従	国に従う
第 5 条	利用定員に関する経過措置	小規模保育事業 C 型にあつては、施行日から起算して 5 年の間まで、利用定員を 6 人以上 15 人以下とすることができる	参	国に従う

資料 1 説明資料 【家庭的保育事業等の最低基準一覧表】

○家庭的保育事業・小規模保育事業

	国の対応方針			東広島市の 基準案
	小規模保育事業		家庭的保育 (定員 5 人以下)	
	A (分園型)	B (中間型)		
	定員 6~19 人	定員 6~19 人		
職員数	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 + 1 人	0 歳児 3 : 1 1・2 歳児 6 : 1 + 1 人	0 ~ 2 歳児 3 : 1 補助者を置く場合 5 : 2	国基準に従う
保育従事者	保育士	保育士 + 保育従事者 ※保育士割合 1 / 2 以上	家庭的保育者 (+ 家庭的保育補助者)	国基準に従う
	保健師又は看護師を 1 人に限り保育士と見なすことが可		・家庭的保育者 必要な研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識、経験を有すると市長が認める者 ・家庭的保育補助者 必要な研修を修了し、市長が認める者	
保育室等	0・1 歳児 乳児室又はほふく室 3. 3 m ² /人 2 歳児 保育室 1. 9 8 m ² /人	0・1 歳児 乳児室又はほふく 室 3. 3 m ² /人 2 歳児 保育室 3. 3 m ² /人	保育を行う専用居室 (1 人 3. 3 m ² 、部屋 全体 9. 9 m ² 必要)	国基準に従う
屋外遊技場	2 歳児 3. 3 m ² /人必要 (近隣の代替地可能)		敷地内に適当な広さの 庭 (代替地可) 2 歳児 3. 3 m ² /人	国基準に従う
給食	方法	自園調理 (調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する社会福祉施設・病院等からの搬入可) ※平成 3 1 年度末までの経過措置あり		国基準に従う
	設備	調理設備 (外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の機能を求める)		国基準に従う
	職員	調理員 (外部委託・搬入の場合は不要)		国基準に従う
耐火基準	保育所に準じた規制を設ける (保育室等を 2 階以上に設ける場合は耐火・準耐火建築物とする)		規定なし	国基準に従う
耐震基準	規定なし			新耐震基準を満足
連携施設	連携施設の設定が必要 「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」 ※平成 3 1 年度まで一定の措置を講じた上での経過措置あり			国基準に従う
嘱託医	嘱託医の設置を求める			国基準に従う

資料 1 説明資料 【家庭的保育事業等の最低基準一覧表】

○事業所内託児所

		国の対応方針		東広島市の 基準案
		事業所内託児所		
		定員20人以上 (保育所型事業所内保育事業所)	定員19人以下 (小規模型事業所内保育事業所)	
職員数	0歳児3:1 1・2歳児6:1 常時2人以上		0歳児3:1 1・2歳児6:1 +1人	国基準に従う
保育従事者	保育士		保育士+保育従事者 ※保育士割合1/2以上	国基準に従う
	保健師又は看護師を1人に限り保育士と見なすことが可			
保育室等	0・1歳児 乳児室(1.65㎡/人) 又はほふく室(3.3㎡/人) 2歳児 保育室(1.98㎡/人)	0・1歳児 乳児室又はほふく室(3.3㎡/人) 2歳児 保育室(1.98㎡/人)		乳児室の面積は 3.3㎡/人とす る
屋外遊技場	2歳児3.3㎡/人必要(近隣の代替地可能)			国基準に従う
給食	方法	自園調理(調理業務の委託可。連携施設、近接した同一・系列法人が運営する社会福祉施設・病院等からの搬入可) ※平成31年度末までの経過措置あり		国基準に従う
	設備	調理室	調理設備	国基準に従う
	外部搬入の場合は、提供にあたり必要な加熱、保存等の機能を求める 事業者が事業場に附属して設置する炊事場(社員食堂)の利活用を認める			
職員	調理員(外部委託・搬入の場合は不要)			国基準に従う
耐火基準	保育所に準じた規制を設ける(保育室等を2階以上に設ける場合は耐火・準耐火建築物とする)			国基準に従う
耐震基準	規定なし			新耐震基準を満たすこと
連携施設	連携施設の設定が必要 「卒園後の受け皿」	連携施設の設定が必要 「保育内容の支援」及び「卒園後の受け皿」		国基準に従う
	※平成31年度まで一定の措置を講じた上での経過措置あり			
嘱託医	嘱託医の設置を求める			国基準に従う
地域枠の設定	利用定員の設定にあたっては定員中の1/3~1/4程度の人数(最大20人以上)の地域枠を設ける			国基準に従う

資料 1 説明資料 【家庭的保育事業等の最低基準一覧表】

○居宅訪問型保育事業

	国の対応方針	東広島市の 基準案
職員数	0～2歳児 1：1	国基準に従う
保育従事者	・家庭的保育者 必要な研修を修了し保育士、保育士と同等以上の知識、経験を有すると市長が認める者	国基準に従う
保育室等	利用者の居宅において保育を行うという特性を踏まえ設定なし。 事業を行う事業所には保育の実施に必要な設備・備品を備える必要がある	国基準に従う
屋外遊技場		
耐火基準		
給食	保育者による調理・食事の提供は行わないことを基本とする	国基準に従う
連携施設	設定は求めないが、障害や疾病等の個別ケアを要する児童については、その状態に応じて適切な支援を受けることができる連携施設の確保を求める。 ・障害児入所施設等 ・その他市町村が指定する施設（居宅訪問型保育連携施設）	国基準に従う
事業の意義	・障害・疾病の程度による集団保育が著しく困難と考えられる児童への保育 ・保育所等の突発的な閉鎖、撤退時の受け皿 ・母子家庭等の夜間勤務時の保育 への対応を基本とする。	国基準に従う